

令和4年度指定障がい福祉サービス事業者等緊急集団指導 主な質問と回答一覧

NO.	質問要旨	回答
1	<p>施設外就労に関して、管理者とサービス管理責任者は事業所に残る必要がある。ということは、どちらも施設外就労の配置職員としてはいけない。ということでしょうか？</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
2	<p>個別支援計画書原案の会議について 職員会議で計画作成に係る会議をしています。会議録として保管していますが、利用者個別に残しておく方が良いのでしょうか？</p>	<p>利用者別に記録されていれば個人単位ファイル等で管理し易いと思いますが、職員会議の会議録として整理されているのであれば、利用者別でなくても差し支えありません。</p>
3	<p>研修については研修レポートや研修の書類以外で参加したかの証明はどんなものでしたらよいのか確認しておきたいです。 カメラで研修風景を撮影、もしくはリモートで研修の場合映像をスクリーンショットするのかなど</p>	<p>基準や加算算定にあたって定められている研修を実施した際は、実施記録を作成するなどして研修を行ったことが分かる記録を残してください。実施記録があるのであれば、研修風景や映像までは求めません。</p>
4	<p>報酬告示と留意事項通知はどこに記載されていますか？</p>	<p>県ホームページから閲覧できます。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougai Fukushi/1356751472162.html</p>

NO.	質問要旨	回答
5	<p>使用している個別支援計画作成ソフトの都合上、サービス管理責任者が作成していても「利用者氏名＝担当者名」で表記されてしまいます。そのため、サービス管理責任者は個別支援計画をプリントアウト後、担当者名の後に手書きで記名しているのが現状です。その点について、ご家族からはわかりにくいなどのご意見等をいただいたことはありませんが今後はサービス管理責任者のみの表示に切り替えるべきでしょうか？それとも、このままのやり方で継続してもよろしいでしょうか？</p>	<p>サービス管理責任者が作成しており、手書きで記名しているのであれば差し支えありません。 サービス管理責任者のみの表示に変更可能であれば、変更していただいた方が間違いはないと思います。</p>
6	<p>共生型サービスとして指定を受けており、多職種で協議し、計画書を作成、定期的な見直し、必要に応じた計画の変更、その都度の利用者様への説明・同意等を行っております。ただ、計画書の原案の作成・保管は実施していませんでした。 今後は、原案の作成は行った方が良いでしょう。また、未作成の場合、減算等に該当するのでしょうか？</p>	<p>共生型サービスであってサービス管理責任者を配置していない場合は、個別支援計画の作成は努力義務とされており、未作成の場合の減算はありません。 計画自体は作成されているとのことですので、原案の作成・保管をしていただいた方が望ましいです。</p>
7	<p>個別支援計画は、紙ベースでしょうか？ データで保存(保護者様サイン済)でも良いですか？</p>	<p>電磁的記録による保存も可能です。</p>

令和4年度指定障がい福祉サービス事業者等緊急集団指導 主な質問と回答一覧

NO.	質問要旨	回答
8	<p>施設外支援の際に個別支援計画の見直しが1週間ごとに必要だと再確認させて頂きましたが、その際の記録は【モニタリング】として見直しを実施する形で間違いがないでしょうか？</p>	<p>就労系留意事項通知のとおり、1週間ごとに個別支援計画の内容について必要な見直しを行ってください。</p>
9	<p>個別支援計画にサインのみで同意日の記載がなかった場合は減算の対象となりますか？</p>	<p>同意日の記載がないことのみで減算とはなりません。ただし、同意日は計画有効期間やサービス利用開始時期等を表す重要な情報ですので、同意日は記載するようにしてください。</p>
10	<p>集団指導の資料では、施設外就労の算定要件や実績を毎月提出することが盛り込まれています。しかし、令和3年の改定で施設外就労の算定は廃止されていると記憶しています。それでも施設外就労の実績報告は必要なのでしょうか？</p>	<p>施設外就労加算は令和3年の報酬改定で廃止されましたが、就労系留意事項通知において、施設外就労を実施する場合は施設外就労に関する実績を毎月の報酬請求に併せて提出するよう引き続き定められています。よって、実績報告書は現在でも市に提出していただく必要があります。</p>

NO.	質問要旨	回答
11	<p>個別支援計画は必ずしも原案と計画書を作成しなければなりませんか？ 原案に赤ペン等で修正したものや追加事項が記載された計画書の原案として使用しても良いのでしょうか？</p>	<p>交付した個別支援計画と別に原案の保管までは求めませんが、解釈通知にあるとおり特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該居宅介護事業所以外の保健医療サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案を作成し、利用者に説明し同意を得た計画に基づいて支援を実施してください。</p>
12	<p>居宅介護計画についてですが、個別支援計画では、チェックリストにもありますが、原案の作成が必要とあります。訪問系サービスでは原案の作成は不必要の認識で間違いないでしょうか？</p>	<p>利用者に交付した個別支援計画と別に原案の保管までは求めませんが、解釈通知にあるとおり特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該居宅介護事業所以外の保健医療サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案を作成し、利用者に説明し同意を得た計画に基づいて支援を実施してください。</p>

NO.	質問要旨	回答
13	<p>個別支援計画を立てる際、サービス管理責任者が原案を作り説明をしておりますが、各利用者にサビ管以外に担当者がおり担当者の意見として素案を出してもうことがあり、支援計画に担当者の名前がそのまま記載されている場合があります。(サービス管理責任者名もちろん記載済みです)その場合は不適切になりますか？</p>	<p>個別支援計画の作成等については、基準省令等に定められている手順のとおり、サービス管理責任者が適切に行ってください。</p> <p>なお、個別支援計画の原案について意見を求めるため、個別支援計画の作成に係る会議(利用者に対する支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議)を開催したもののについては、会議録等を保存してください。</p>
14	<p>「監査」について実施状況、詳細等を知りたいです。</p>	<p>通常の指導の一環である「実地指導」については、令和3年度の集団指導資料資料「実地指導における主な指摘内容について」の中で一連の流れが記載されていますので、参考にご覧ください。</p> <p>基本的には、人員や運営基準が遵守されているか、報酬請求が適正に行われているかなどについて、事前提出資料に基づき現地で確認します。</p> <p>上記集団資料資料や事前提出資料(現在令和3年度版)については、福祉監査課のホームページにて掲載しています。</p>

NO.	質問要旨	回答
15	個別支援計画の説明について、保護者様と児童発達管理責任者の都合が合わず、更新時期を超えてしまいそうな場合はどのような対応を行うのがよかったですでしょうか？	個別支援計画作成に係る一連の業務すべてが児童発達支援管理責任者が行うべきものです。更新時期を超えないよう、あらかじめ日程調整をする等してください。
16	事業所外の企業等で委託された作業を行う場合、必ず施設外就労として扱う必要がありますか？ 例えば、企業のトイレ掃除を委託契約を結ぶが、施設外就労として扱わずに基本報酬の算定のみを行うことはできますか？	就労継続支援B型は、基本として、事業所等において支援を行います。 事業所等とは別の場所で支援を行う場合には、就労系留意事項通知に定められている各要件を満たしていなければ報酬請求できません。
17	草刈や清掃を単発、不定期依頼がある作業に関しては施設外就労には当たらないとの認識で宜しいでしょうか？	就労継続支援B型は、基本として、事業所等において支援を行います。 事業所等とは別の場所で支援を行う場合には、就労系留意事項通知に定められている各要件を満たしていなければ報酬請求できません。 なお、施設外就労について、単発や不定期の場合に、例外とする定めはありません。

NO.	質問要旨	回答
18	<p>指定取り消しになるのは、どのような場合ですか。 また、改善勧告の内容はどのようなものですか。</p>	<p>指定取り消し処分となるかどうかについての判断はケースバイケースとなりますが、一般的には「市から改善を指示されながら対応しなかった」、「虚偽の申請や報告をしていた」、「基準違反行為を故意に行っていた」などの場合は処分が重くなる傾向にあります。 改善勧告については、指定の一部効力停止等の行政処分には至らなかったものの、事業所運営や報酬請求等で重大な問題があった場合に行われます。勧告後、一定の期日内に改善報告書を提出する必要があります。</p>
19	<p>サービス管理責任者が原案を立てる際に、担当職員より様子や支援の見立てなどを素案として出してもらっています。そのうえでサービス管理責任者が原案を作成しております。このような流れでよかったですでしょうか？</p>	<p>個別支援計画作成に係る一連の業務すべてがサービス管理責任者が行うべきものです。 基準省令第58条第5項により、担当者等の意見は、計画の作成に係る会議において求めることとされています。</p>
20	<p>サービス管理責任者監修のもとであっても支援員が計画原案を作成することはやってはいけない、という解釈でよろしいでしょうか？</p>	<p>お見込のとおりです。</p>

令和4年度指定障がい福祉サービス事業者等緊急集団指導 主な質問と回答一覧

NO.	質問要旨	回答
21	<p>施設外支援を行う場合、提供期間中に緊急時の対応が取れるために取引先企業の担当者、当該利用者、サービス管理責任者、施設長が連絡を取れるために連絡網を整備していますが、この解釈でよろしかったでしょうか？</p>	<p>実際に、緊急時の対応ができる体制かどうかは、利用者の特性等もふまえて判断する必要があります。</p>
22	<p>個別支援計画書について、ひな形に決まりがないため、必要項目を自作及びネットで検索し使用していますが、同じひな形を使用することはできないのでしょうか？</p>	<p>アセスメントの情報により、支援計画の内容も変わってくることから、同じひな形を定める予定はありません。</p>
23	<p>会議等の記録につきまして、所定の様式等がありますか？</p>	<p>所定の様式はありません。任意の様式で、記録を残してください。</p>

NO.	質問要旨	回答
24	<p>個別支援計画の作成に関し、アセスメントはサービス管理責任者が行っていますが、モニタリングの際、各利用者について担当する職業指導員または生活支援員が、確認すべき決まった事項については(直近6か月間の変化、今後の意向確認等)聴き取りを行い、不備や改めて確認したいことがある場合にサービス管理責任者が追加でモニタリングを行っていました。</p> <p>最終的に個別支援計画自体はすべてサービス管理責任者が作成することになるのですが、この通りの方法での作成に問題点はありますか？</p>	<p>モニタリングはサービス管理責任者が行ってください。担当者等がモニタリングに同席することは差し支えありません。</p>
25	<p>居宅介護計画の作成における『担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等は明らかになっているか。』の項目(集団指導資料「個別支援計画について」15ページ)についてなのですが、「担当する従業者全員の氏名を居宅介護計画書に記載」で間違いはないでしょうか？</p>	<p>お見込のとおりです。</p>

令和4年度指定障がい福祉サービス事業者等緊急集団指導 主な質問と回答一覧

NO.	質問要旨	回答
26	<p>利用者の入居日までサービス等利用計画書や基本情報の提供がなく、入居日当日に受領もしくは後日に受領となるケースがあり、個別支援計画作成までに時間を要する事があります。</p> <p>契約書には作成までの期間も同等の支援を受けられるとありますが、入居日に作成出来ていない場合にいつまでに作成されているのが望ましいでしょうか？</p>	<p>利用開始までに個別支援計画作成に係る一連の業務が行えるよう、事前に各機関との調整を行ってください。</p>